

大分市人権教育・啓発基本計画 改定(案)

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景

- (1) 国際的な潮流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 国の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 大分県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 本市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- (1) 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- ①共生の心を育む ―共に生きる喜びの実現―
- ②あらゆる機会を通じた人権教育の推進 ―みんなで学ぶ人権―
- ③連携の促進 ―みんなで進める人権教育・啓発―

3 推進体制等

- (1) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 市民意識調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 行動計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 基本計画及び行動計画の確認と見直し・・・・・・・・ 8
- (5) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 人権問題の現状と課題への対応

【1】各人権問題に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- 1 女性の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ・現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ・めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1)男女共同参画社会に向けた意識づくり (2)あらゆる分野における男女の活躍
 - (3)女が安心できる生活の確保 (4)配偶者等からの暴力の根絶
- 2 こどもの人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ・現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ・めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1)子育て支援の推進 (2)こどもの人権感覚を育む教育活動 (3)教職員研修の充実
 - (4)こどもの人権を尊重する教育活動 (5)相談・支援等による環境づくりの充実
- 3 高齢者の人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ・現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ・めざす姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1)尊厳ある暮らしを続けるための支援 (2)安心な暮らしを支える環境づくり
 - (3)相談体制の充実

4	障がい者の人権問題	13
	・現状と課題	13
	・めざす姿	14
	・基本方針	14
	(1)障がい者に対する理解の促進及び障がい者差別解消の推進	
	(2)障がい者虐待防止体制の充実 (3)成年後見制度の利用促進・普及啓発	
5	部落差別（同和問題）	14
	・現状と課題	14
	・めざす姿	15
	・基本方針	15
	(1)教育・啓発の推進 (2)相談体制の充実	
6	外国人の人権問題	15
	・現状と課題	15
	・めざす姿	16
	・基本方針	16
	(1)外国人市民が安心して暮らせる環境づくりの推進 (2)多文化共生への相互理解の促進	
7	感染症等をめぐる人権問題	16
	・現状と課題	16
	・めざす姿	17
	・基本方針	18
	(1)感染症に関する正しい知識の普及啓発	
8	性的マイノリティの人々の人権問題	18
	・現状と課題	18
	・めざす姿	18
	・基本方針	18
	(1)性の多様性への理解促進	
9	様々な人権問題	19
	・災害に伴う人権問題	19
	・プライバシーをめぐる人権問題	19
	・刑を終えて出所した人やその家族の人権問題	19
	・犯罪被害者やその家族の人権問題	20
	・自死遺族の人権問題	20
	・ホームレスの人々の人権問題	21
	・アイヌの人々の人権問題	21
	・北朝鮮当局に拉致された被害者等の人権問題	21
	・人身取引（トラフィッキング）に関する人権問題	22
【2】	課題横断的な人権問題に対する取組（インターネット上の人権侵害）	23

第3章 基本計画の推進

1	あらゆる場を通じて・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(1)	就学前教育・学校教育・・・・・・・・	25
(2)	社会教育・・・・・・・・	25
(3)	企業・・・・・・・・	25
(4)	特定の職業に従事する者・・・・・・・・	26
	【市職員】【教職員等】【医療関係者】【福祉関係者】【メディア関係者】	
2	効果的な推進・・・・・・・・	27
(1)	多様な学習機会の提供と学習内容の充実・・・・・・・・	27
(2)	人材の育成・・・・・・・・	27
(3)	インターネット・マスメディアの活用・・・・・・・・	27
(4)	連携の促進・・・・・・・・	27
(5)	相談・支援体制の充実・・・・・・・・	28

第1章 基本計画策定の背景と基本的考え方

1 策定の背景

(1) 国際的な潮流

20 世紀、人類は二度にわたる世界大戦を経験し、不戦の誓いを国際連合の結成に託しました。国際連合は、1948 年（昭和 23 年）の第 3 回総会において「世界人権宣言」を採択し、この宣言の精神を具体化するために、人権に関する諸条約や国際年を制定し、その定着化に努めてきました。

1993 年（平成 5 年）3 月「ユネスコ」（国際連合教育科学文化機関）では、人権文化の創造を目指す「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択され、さらに同年 6 月にウィーンで開催された「世界人権会議」では、「人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、人権教育のための国連 10 年を宣言することが検討されるべきである」とするウィーン宣言及び行動計画が採択されました。

このような国際的な潮流の中、国連は世界平和と秩序のキーワードが「人権」であることを確認し、1994 年（平成 6 年）の第 49 回総会において 1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議を採択し、具体的なプログラムとして「人権教育のための国連 10 年行動計画」が提起されました。さらに、2004 年（平成 16 年）に国連人権委員会において「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連 10 年フォローアップ決議」が無投票で採択されました。「人権教育のための世界計画」では、終了期限を設けず 5 年ごとのフェーズと行動計画が策定され、現在は、こどもと若者に焦点を当てた第 5 フェーズ（2025 年（令和 7 年）～2029 年（令和 11 年））が展開されています。

また、2011 年（平成 23 年）には、企業活動において人権を尊重する責任を明確化した「ビジネスと人権に関する指導原則」が国連で採択され、国家の義務や企業の責任が示されました。

さらに、2015 年（平成 27 年）には、すべての人々の人権が尊重される平和で公正な世界等をめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」が記載された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取組が進められています。

(2) 国の取組

国は、「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、1995 年（平成 7 年）12 月に閣議決定により内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年」推進本部を設置し、1997 年（平成 9 年）に国内行動計画を策定しました。

また、2000 年（平成 12 年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育及び人権啓発についての理念と国、地方自治体及び個人の責務等を明記するとともに、この法律第 7 条に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」を 2002 年（平成 14 年）3 月に策定しました。

さらに、個別の人権問題に対応するための法整備も進めました。2000 年（平成 12 年）には、児童虐待が社会問題化したことを受け、「児童の虐待防止等に関する法律」を制定し、2001 年（平成 13 年）には、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定したほか、2005 年（平成

17 年) には、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2008 年(平成 20 年) には、ハンセン病の患者であった者の福祉の増進や名誉回復等のための措置を講じることを目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、2013 年(平成 25 年) には、いじめの防止と早期発見、被害者の保護を図るため、「いじめ防止対策推進法」を制定しました。

2016 年(平成 28 年) には、いわゆる「人権三法」とよばれる「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が相次いで施行されました。

近年では、2023 年(令和 5 年) に、すべてのこどもが個人として尊重され、意見を表明する機会が確保されることなどを定めた「こども基本法」、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、2024 年(令和 6 年) に、生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑な課題を抱える女性に対し、民間団体との協働やアウトリーチを含めたきめ細やかな支援体制の構築を目的とした「困難な課題を抱える女性への支援に関する法律」を制定しました。

2025 年(令和 7 年) には、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定されました。

(3) 大分県の実組

大分県では、1997 年(平成 9 年) 10 月に「人権教育のための国連 10 年大分県推進本部」を設置し、1998 年(平成 10 年) 3 月には「人権文化」を築くことを目標として人権教育のための国連 10 年「大分県行動計画」を策定し、様々な取組を実施してきました。

さらに、この「人権教育のための国連 10 年」の基本的考え方の趣旨を踏まえて、2005 年(平成 17 年) 1 月に「大分県人権施策推進本部」を設置し、人権施策を総合的に推進するための指針として「大分県人権施策基本計画」を策定しました。

また、この基本計画に基づき、2008 年(平成 20 年) 12 月に「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を策定し、2010 年(平成 22 年) には条例に基づき「大分県人権尊重施策基本方針」及び「大分県人権尊重施策基本方針 実施計画」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や定期的に行う「人権に関する県民意識調査」等を踏まえ、概ね 5 年ごとに基本方針の改定を行い、2025 年(令和 7 年) に「大分県人権尊重施策基本方針(第 4 次)」を策定しました。

(4) 本市の実組

本市では、大分市総合計画「未来へつなぐ おおいたビジョン 2034」において、「誰もが”幸せ”を実感できるまち OITA」を実現するため、3 つの「基本的な政策」の一つとして「共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち」を掲げ、人権尊重社会の形成に向け、一人ひとりが人権を尊重し合い、生きる喜びを実感できる地域共生社会の実現に取り組んでいます。

これまで、本市では 1996 年(平成 8 年) 3 月に「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を制定し、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、あらゆる差別の撤廃と人権の擁護に努めてきました。

1998 年(平成 10 年) 10 月には「人権教育のための国連 10 年」に係る施策を総合的かつ効果

的に推進するため、「大分市人権教育のための国連 10 年推進本部」を設置し、1999 年（平成 11 年）に人権教育・啓発に関して幅広く市民の意見を聞くために「大分市人権教育推進懇話会」を設け、同年 11 月には、「人権教育のための国連 10 年大分市行動計画」を策定しました。

この行動計画では「人権という普遍的文化の創造」を目指すことを基本に、「思いやりとやさしさのある地域社会の実現」を目標として、市民が主体的に取り組めるよう、人権に関する学習機会の提供、教材の開発、指導者の養成、情報の提供、また、学校教育、社会教育、企業等一般社会における人権教育、さらに人権にかかわりの深い特定の職業従事者の研修など、あらゆる場を通じた人権教育を推進してきました。

この行動計画は、2004 年（平成 16 年）12 月 31 日をもって終了しましたが、この間、市民の人権問題に対する理解と認識の点で、一定の成果を挙げることができました。

しかしながら、多くの人権問題が依然として未解決のまま存在し、また、国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関する課題も生じてきたことから、2004 年（平成 16 年）12 月に、人権意識の高揚のための人権教育・啓発について、これまでの行動計画に基づく人権教育・啓発で積み上げられた成果・評価を踏まえ、思いやりとやさしさから一歩踏み込んだ行動力の涵養を図りながら総合的かつ効果的に推進するための指針となる「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

この基本計画の策定に合わせ「大分市人権教育のための国連 10 年推進本部」を「大分市人権教育・啓発推進本部」に、「大分市人権教育推進懇話会」を「大分市人権教育・啓発推進懇話会」に改め体制の整備を図りました。

2010 年（平成 22 年）からは、市民の人権問題に関する意識の現状を把握・分析し、人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的に、「人権に関する市民意識調査」を 5 年ごとに実施しています。

また、2013 年（平成 25 年）7 月には、これまで地域住民の生活文化の改善及び向上を図り、市民福祉の増進に資することを目的として設置された「旭町文化センター」に加え、基本的人権尊重の精神に基づき、あらゆる人権課題の解決に向けた人権啓発の推進及び人権に関する市民の交流を図ることを目的とする人権啓発センター（ヒューレおおいた）を開設するなど、本市における人権教育・啓発の拠点整備にも取り組んできました。

2026 年（令和 8 年）3 月には、差別は許されないという考えのもと、あらゆる人権課題の解決に積極的に取り組む姿勢を明確に示すとともに、市民、事業者、行政が一体となり、差別のない、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」を制定しました。また、本条例に基づき、それまでの「大分市同和対策協議会」と「大分市人権教育・啓発推進懇話会」を整理、統合し、人権施策の推進に関する事項や基本計画について調査・審議するため、「大分市人権施策推進審議会」を設置しました。

2 基本的考え方

(1) 趣旨

本市では、本年4月に、市民、事業者、行政が一体となり、差別のない、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」を制定しました。

この条例を踏まえ、また、現行の「大分市人権教育・啓発基本計画」が本年度で前回の改定から10年目を迎えることから、この度、令和9年度からの5年間における取組の指針となる新たな「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定することとしました。

本計画は、新たに制定した条例の趣旨を受けて、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」や県の「大分県人権尊重施策基本方針（第4次）」を踏まえ、さらに本市の最上位計画である大分市総合計画「未来へつなぐおおいたビジョン2034」との整合を図りながら、本市における人権教育・啓発の「基本目標」及びその実現に向けた「基本姿勢」を明らかにしています。また、これらのもとで、各人権問題における「めざす姿」とその「基本方針」を示すことで、本市における人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画としています。

(2) 基本目標

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は、「人権という普遍的文化の創造」を目指すという人類共通の願いであります。差別は許されないという考えのもと、市民が互いの人権を尊重し合える社会の実現を目指し、基本目標を次のとおりとします。

＜基本目標＞

「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」

(3) 基本姿勢

基本目標の実現に向けて取り組むにあたり、次の3つの基本姿勢を定めます。

① 共生の心を育む ー共に生きる喜びの実現ー

現代社会では、性別、年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、人種、国籍、病気、性的指向、性自認、信条など、さまざまな違いのある人々が共に暮らしています。

市民一人ひとりが、社会の一員として、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、支え合いながら共に生きる社会を構築していくため、共生の心の育成を推進していきます。

② あらゆる機会を通じた人権教育の推進 ーみんなで学ぶ人権ー

人権尊重の理念を社会全体に根付かせるためには、市民一人ひとりが日常のさまざまな場面で人権について考え、理解を深めていくことが必要です。人権意識は一度の学習で身につくものではなく、家庭、地域、学校、職場など、生活のあらゆる機会を通じて継続的に学ぶことで育まれます。

人権教育を生涯にわたる学びとして位置づけ、市民が多様な場面を通じて人権に対する意識を高め、人権問題について主体的に学習できるよう、効果的な取組を推進していきます。

③ 連携の促進 ―みんなで進める人権教育・啓発―

人権教育・啓発は、行政のみで対応できるものではなく、市民一人ひとりが取り組んでいく必要があります。

家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において、行政、市民、事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら効果的な人権教育・啓発を推進していきます。

3 推進体制等

(1) 推進体制

人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に「大分市人権教育・啓発推進本部」を設置し、関係部局との緊密な連絡調整を図りながら、全庁体制で人権尊重の視点に立った取組を進めます。

また、諮問機関として学識経験者等で構成する「大分市人権施策推進審議会」を設置し、公正の確保と透明性の向上に努めつつ、広く意見を聴取し、その内容を計画の推進に反映します。

さらに、市民、事業者、国、県、他の地方公共団体をはじめ、人権に関わる民間団体やNPO等の関係機関との連携を一層強化し、相互の協力体制のもとで「基本目標」の実現に向けて取り組みます。

(2) 市民意識調査の実施

市民の人権問題に関する意識の現状を把握・分析し、今後の人権教育・啓発に関する施策を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的として、人権に関する市民意識調査を5年毎に実施しており、2025年度（令和7年度）に当該調査を実施しています。

(3) 行動計画の策定

基本計画に基づき、具体的な事業及び取組を示した行動計画を策定し、人権教育・啓発に関する施策を着実に推進します。

(4) 基本計画及び行動計画の確認と見直し

人権教育・啓発に関する前年度の施策（行動計画）について、その実施状況を総合的に点検・評価し、その結果を次年度の人権施策（行動計画）へ適正に反映させることで、基本計画の着実な推進と実効性の高い行動計画の実施に努めます。

また、基本計画は、国、県の動向や、社会情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、5年毎に見直しを行うものとし、行動計画は必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

(5) 計画の期間

この基本計画の期間は、2027年度（令和9年度）から2031年度（令和13年度）までの5年間とします。

第2章 人権問題の現状と課題への対応

女性や子ども、高齢者、障がい者、部落差別（同和問題）、外国人、感染症等をめぐる人権問題、性的マイノリティの人々、災害に伴う人権問題などのほか、インターネット上の人権侵害などの課題横断的な人権問題について、その「現状と課題」、「めざす姿」及び「基本方針」を以下に示します。

【1】各人権問題に対する取組

1. 女性の人権問題

【現状と課題】

男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、国において1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画や女性の地位向上に向けた取り組みが進められてきました。また、2015年（平成27年）には、働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。さらに、2024年（令和6年）には、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、切れ目のない包括的な支援の推進を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

本市では、男女共同参画社会の実現を図るため、1999年（平成11年）に「おおいた男女共同参画推進プラン」を策定し、社会経済情勢の変化に応じて改定を重ねながら、同プランに基づく男女差別の解消に向けた取り組みを進めています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだ女性に対する差別や女性はあるべき・男性はあるべきといった伝統的・固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）が存在し、女性の主体的な生き方を阻む要因となっています。

2025年（令和7年）に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「1日の平均家事・育児時間は何時間ですか」という設問に対し、男性は「2時間未満」が44.5%と最も高く、女性は「2～4時間未満」が33.2%と最も高くなっています。また、「0時間」と「2時間未満」を合わせた割合は、男性が62.4%と過半数を占めているのに対し、女性は25.8%にとどまっており、依然として固定的性別役割分担意識が根強いことがうかがえます。

こうした中、2022年（令和4年）の、本市の合計特殊出生率は1.47と、依然として人口を維持できる水準とされる2.07には及ばない状況となっています。少子・高齢化の進行、家族形態が変化する中、男女を問わず多様な働き方を可能とする労働環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

また、女性をめぐる課題は多様化・複合化しており、DVや性犯罪の被害者には女性が多く見られます。その背景には、性別役割の固定観念や経済格差、職場や家庭での上下関係など、社会的・構造的な問題が存在しています。

こうした課題を解消するためには、固定的な性別役割分担意識の解消や男女がともに多様な働き方を実現できる環境づくりを推進するとともに、相談体制の充実や性犯罪・性暴力被害者等困難な問題を抱える女性への支援など、人権尊重の視点に立った取組を進めていく必要があります。

【めざす姿】

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会が実現している。

【基本方針】

（１）男女共同参画社会に向けた意識づくり

- ・「固定的性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」の解消など、意識改革のための周知・啓発活動を推進します。
- ・人権尊重への理解を深め、ハラスメントやいじめをなくすための教育・学習の充実を図ります。

（２）あらゆる分野における男女の活躍

- ・女性がその能力を十分に発揮することができるよう、女性の経済的自立などエンパワーメントにつながる取組を進めます。
- ・男女がともに家事・育児・介護・地域活動へ参画することへの理解を深めるための啓発活動に取り組みます。

（３）男女が安心できる生活の確保

- ・男女がお互いの身体的性差を理解し合い、男女平等の観点から生命の尊厳や性に関する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・性暴力被害の防止、妊娠・出産期における女性の健康支援、女性の貧困等への対策について取組を進めます。

（４）配偶者等からの暴力の根絶

- ・DVについて正しく理解し、身近な問題としてとらえることができるよう啓発活動を推進します。
- ・被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口の周知、相談体制の充実を図ります。

２．こどもの人権問題

【現状と課題】

こどもや子育てを取り巻く環境は、地域コミュニティの希薄化や家族形態の多様化、情報化社会の進展などにより大きく変化しており、孤立感や精神的・経済的負担を抱える家庭が増加しています。また、こどもが犯罪（性犯罪を含む）に巻き込まれる事案や、児童虐待、いじめや不登校、ヤングケアラーなど、こどもを巡る問題は複雑化・多様化しています。また、スマートフォンがこどもたちの間でも広く普及したことに伴い、SNS上での誹謗中傷や仲間外れなど、新たな形態の人権侵害が生じており、こどもたちが様々な情報に接することができるメリットがある一方で、規範意識の形成や情報モラルの醸成が課題となっています。

このような中、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」（1989年（平成元年）採択、日本は1994年（平成6年）批准）の精神にのっとり、2023年（令和5年）に施行された「こども基本法」では、すべてのこどもは大切にされ、個人として尊重され、その基本的人権が保障されることに加え、年齢や発達に応じて自分に直接関係する物事に意見を言える機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として示されています。この法律に基づき、こどもを権利の主体として認識したうえで、こどもたち一人ひとりの人権や個性を尊重し、自他を大切に作る心豊かな人間性を育むことが重要となっています。

本市では、2004年（平成16年）に庁内横断的組織である「児童虐待問題等特別対策チーム」を発

足させ、情報の一元化を図るとともに、2006年（平成18年）には、虐待などの人権侵害の疑いがあるこどもを早期に発見・把握するため、医療・教育・警察などの関係機関と行政で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

また、2014年（平成26年）に「大分市いじめ防止基本方針」、2024年（令和6年）に「OITA COCOLO PLAN」を策定し、いじめや不登校の未然防止等の取組を推進するとともに、2025年（令和7年）には、こどもと子育てに関する総合的な計画である「第3期すくすく大分っ子プラン」を策定するなど、こどもの人権を守り、すこやかな育ちをめざす取組を推進してきたところです。

さらに、2024年（令和6年）には、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目なく、もれなく対応し、包括的な支援に努めているところです。

こどもの人権問題の解決にあたっては、多様な価値観を認め合い、他者と対話・協働しながら自ら判断し、行動できる力を育成するとともに、こどもが安心して意見を表明できる環境づくりを進めることが重要であり、家庭・学校・地域及び関係機関が連携し、こどもの育ちを支え、こどもの人権についての理解を深め、すべてのこどもたちが安心して学び、成長できる社会づくりに取り組んでいく必要があります。

【めざす姿】

こども一人ひとりの人権が尊重され、安心して学び、すこやかに育ち、自分らしく生きることができる地域社会が実現している。

【基本方針】

（１）子育て支援の推進

「第3期すくすく大分っ子プラン」の目指す姿である「誰もが安心してこどもを産み育てることができ、すべてのこどもがすこやかに育つことができる大分市」の実現にむけ、次の3つを基本理念として各種施策に取り組みます。

- ① 良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで、こどもにとって最善の利益を目指します。
- ② ライフステージに応じて、子育て家庭を切れ目なく支援するとともに、多様な子育てニーズに対応することができるよう、こどもや家庭へきめ細かな支援を提供します。
- ③ 保護者が子育てに第一義的責任を有することを前提としつつ、行政をはじめ、企業や地域住民などが一体となり、地域や社会全体でこどもや子育て家庭を支えます。

（２）こどもの人権感覚を育む教育活動

人権に関する知的理解の深化を目指し、自らが権利の主体であることを学び、他の人の立場に立って考える力や差別に気づき行動できる力を育成します。

（３）教職員研修の充実

こどもたちに豊かな人権意識を高める教職員研修の充実を図ります。

(4) こどもの人権を尊重する教育活動

家庭や地域と連携・協働し、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、豊かな人間性と社会性を育む教育活動の充実に努めます。

(5) 相談・支援等による環境づくりの充実

いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関等との連携及び不登校対策の取組として、多様な学びの場の確保を推進し、児童生徒の社会的自立に向けた、誰一人取り残されない支援の充実に図ります。

また、いじめ・不登校、虐待に関する問題への対応や解決に向けて、こども・家庭が相談しやすい環境づくりや援助活動の充実に図ります。

3. 高齢者の人権問題

【現状と課題】

大分市の2023年（令和5年）9月末現在の高齢者人口は134,732人で、高齢化率は28.4%となっています。人口減少が進行する中においても、高齢者人口は今後も増加すると見込まれており、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加が予想されます。

こうした高齢化の進行に伴い、深刻化する課題の一つが認知症です。2024年（令和6年）5月に公表された国の調査研究報告によると、2040年には認知症の人が約584万人に達し、65歳以上の高齢者の約6.6人に1人が認知症になると見込まれています。また、2024年（令和6年）に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。

また、近年では高齢者を狙った悪徳商法や特殊詐欺が多発しているほか、高齢化や核家族化に伴う介護疲れや老々介護などを背景として、「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「経済的虐待」「介護の放棄・拒否・怠慢（ネグレクト）」といった高齢者の人権侵害も深刻な社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る必要があります。このため、2024年（令和6年）3月に、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「大分市高齢者福祉計画及び第9期大分市介護保険事業計画（おおいた市地域包括ケアシステム推進プラン）」を策定しました。

高齢者一人ひとりの意思を尊重しながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めるとともに、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を図り、地域全体で支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

【めざす姿】

高齢者一人ひとりの尊厳と権利が守られ、自分らしく安心して暮らせる社会が実現している。

【基本方針】

（１）尊厳ある暮らしを続けるための支援

高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、認知症の人の尊厳を保持するため、認知症に関する正しい知識と理解の普及を進めます。

（２）安心な暮らしを支える環境づくり

高齢になっても自分らしくいきいきと過ごすことができるよう、介護予防や自立支援の充実、地域住民による高齢者を支える体制づくり、高齢者自身が就労や様々な活動に参加する機会の確保に努めます。

（３）相談体制の充実

本人やその家族、地域住民等が必要な支援を受けられるよう、地域包括支援センターや成年後見センターをはじめとする各種相談窓口において、様々な相談に対応するとともに、必要な情報提供やサービスの紹介ができるよう相談体制の充実に努めます。

４．障がい者の人権問題

【現状と課題】

障がいのある人が受ける「制限」は、本人の心身の機能だけに起因するのではなく、社会が備える物的・制度的・慣行的・概念的な障壁によって生じる面が大きいため、こうした社会的障壁を積極的に取り除く（ノーマライゼーション）必要があります。

国は、障がいを理由とする差別の解消を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を2016年（平成28年）に施行しました。本法は、公共分野・民間分野における差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供を通じた実質的平等の確保を基本理念としています。制定当初は法の趣旨に基づく努力義務が中心でしたが、2024年（令和6年）4月の改正により、民間事業者への義務化や適用範囲の整理、具体的な対応例や判断基準の提示などが行われ、各事業者には、当事者の意向を尊重した柔軟な対応と、支援体制の整備を一層進めることが求められています。

また、2012年（平成24年）10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は、障がい者に対する虐待がその尊厳を害し、自立や社会参加を妨げるものであることを踏まえ、虐待の禁止や国・自治体等の責務を定めるとともに、虐待を受けた障がい者の保護・自立支援や養護者への支援などを通じて、障がい者の権利利益の擁護を図ることを目的としています。

しかしながら、障がい者虐待は依然として発生しており、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待および介護・養護の放棄・放任といった多様な類型が報告されています。背景には事業所における人手不足や職員の障がいへの理解の不足、家庭における養護者にかかる負担などがあるとされています。さらに、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2018年（平成30年）に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に関して、2022年（令和4年）に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、本市に

においても利用促進に向けて広報・普及活動を行ってきたところです。

こうした状況を踏まえて、本市では、障がいの有無に関わらず、すべての市民が互いの人格と個性を尊重し共に暮らせる社会をめざし、2025年（令和7年）3月に「第4期大分市障がい者計画」（令和7年～令和11年）を策定したところです。引き続き、障がいのある人が自立し、幅広く活躍できるよう、相互理解の促進や障がい者への情報提供の充実など、地域における包括的な支援を強化していく必要があります。

【めざす姿】

障がいのある人もない人も誰もが分け隔てなく地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「地域共生社会」が実現している。

【基本方針】

（１）障がいに対する理解の促進及び障がい者差別解消の推進

障がい及び障がい者に対する理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に向け、市民及び事業者等への啓発を図ります。

（２）障がい者虐待防止体制の充実

障がい者虐待の未然防止及び早期発見・早期対応を推進するため、関係機関との連携のもと、虐待防止に係る啓発及び相談・支援体制の充実を図ります。

（３）成年後見制度の利用促進・普及啓発

知的障がいや精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の周知及び利用促進を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

５．部落差別（同和問題）

【現状と課題】

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申では、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と位置付け、その早急な解決を図ることは「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識が示されました。

これを受け、同和対策事業特別措置法やその後に制定された法律により同和行政が積極的に推進されました。

本市においても、部落差別（同和問題）は、基本的人権にかかわる重大な社会問題であり、その解決は市政の重要課題であるとして、これまで環境整備や啓発事業など各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は相当の成果をみており、同和地区と周辺地域との格差はほとんどみられなくなりました。

これまで、人権教育・啓発により差別意識の解消については一定の成果がみられるものの、全国的には就職や結婚など人生の重要な場面で偏見や差別が生じる事例が依然として報告されており、同和対策事業特別措置法等の時限法が終結以降も、部落差別（同和問題）についての理解と認識は必ずしも十分とは言えない状況にあります。

さらに、近年では、インターネットやSNSの普及に伴い、差別の形態も変化し、SNSや匿名掲示板での差別的な書き込みなどが問題となっております。

こうした状況を踏まえ、2016年（平成28年）12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識が明確に示され、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであり、解消することが重要な課題」であるとしています。

部落差別（同和問題）については、現在も社会全体で取り組むべき人権課題として、正しい認識と理解を深めていくことが重要であり、人権意識の高揚や差別解消に向けた人権教育・啓発を推進し、課題解決に向けて持続的に取り組んでいく必要があります。

【めざす姿】

すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されており、部落差別のない社会が実現されている。

【基本方針】

（１）教育・啓発の推進

市民一人ひとりが部落差別（同和問題）についての正しい認識と理解を深めることができるよう、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進に取り組みます。

（２）相談体制の充実

部落差別（同和問題）の解消に向け、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と緊密な連携を図りながら、相談に的確に応じることができるよう相談体制の充実に努めます。

6. 外国人の人権問題

【現状と課題】

近年、少子高齢化や労働力不足、社会経済活動のグローバル化を背景に在留外国人が増加し、地域社会や経済を支える身近な存在となっています。本市においても外国人住民数は増加傾向にあり、2026年3月末現在、5,595人となり、市人口の約1.2%を占めています。技能実習や特定技能、留学など滞在資格は多岐にわたり、国籍や言語、文化的背景の多様化が進んでいます。

こうした中、本市では、互いの文化や価値観を理解し尊重しながら、地域社会の一員として安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指し、2025年（令和7年）3月に「大分市国際化・多文化共生推進計画（第5次大分市国際化推進計画）」を策定し、生活支援や国際化を担う人材の育成などの各種施策を推進しています。

一方で、全国的には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチなどが社会問題となっているほか、言語、宗教、生活習慣、価値観等への理解不足から生じる偏見や誤解により、就労や入居時における差別的な扱いなども見られています。本市においても、外国

人市民の増加や多様化が進む中で、こうした課題への対応が今後さらに重要性を増していくことが見込まれます。

2025年（令和7年）に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、「外国の生活習慣や文化への理解が不足しており、外国人が地域社会から孤立してしまうこと」、「就職・職場において不利な扱いをされること」、「言語の問題で、医療、福祉、防災、教育などの必要な社会的支援を十分に受けられないこと」などが、外国人の人権に関する問題として認識されています。

また、外国人の人権を守るために必要なこととして、「外国人が日本の文化や社会事情を理解する機会を増やす」に次いで、「日本人が外国の文化や社会事情を理解する機会を増やす」との回答が多く、相互理解を深める取組の重要性がうかがえます。

今後は、多文化共生の取組を進めるとともに、外国人の人権についての正しい理解と認識を深め、偏見や差別の解消、相互理解の促進に向けた教育・啓発を推進していく必要があります。

【めざす姿】

外国人市民も安心して暮らしやすい環境が整備されるとともに、国際感覚豊かな人が増え、多文化共生が進んでいる。

市民や関係団体等との連携のもと、多様性にあふれ魅力ある地域づくりが進んでいる。

【基本方針】

（１）外国人市民が安心して暮らせる環境づくりの推進

様々なバックグラウンドを持つ外国人市民が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、やさしい日本語などによる情報提供の充実を図るとともに、日本語学習などの機会の創出を図ります。また、教育や就労等の各分野において、関係機関と連携しながら必要な支援につながりやすい環境づくりに努めます。

（２）多文化共生への相互理解の促進

人権教育・啓発や、異文化理解・国際理解教育の推進等を目的とする講座・イベントを開催し、市民の多文化共生に関する理解を深めます。

学校教育においては、全教育活動を通じて、多彩な習慣や文化、様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生社会実現に向けた教育の充実を図ります。

また、社会教育においても、様々な機会を通じて国際理解教育を推進するとともに、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための啓発や学習機会の提供・充実を図ります。

さらに、外国人市民と日本人市民の相互理解を深めるため、地域活動や国際交流活動等への参加を促すとともに、多様な文化や価値観に触れる機会の充実を図ります。

7. 感染症等をめぐる人権問題

【現状と課題】

医療技術の進歩や医療体制の整備、医療費助成制度や療養生活支援、患者等の人権擁護に関する法律の整備により、感染症や難病、精神疾患等の患者・家族に対する社会の偏見や不合理な扱いは徐々に改善されてきています。しかし、正しい知識や理解の不足から、いまだに社会生活の様々な場面で人権問題が生じています。

特に感染症に関しては、‘感染する’という特性ゆえに、ややもすると患者や感染者の排除につながりかねない側面を有しています。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においては、感染者や医療従事者と、その家族等への偏見や差別が深刻な問題となり、円滑な医療及び社会経済活動等に影響が及ぶ事態となりました。こうした状況を踏まえ、2021年（令和3年）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、差別的取扱い等を防止するための啓発活動が国及び地方公共団体の責務として規定され、基本的人権の尊重が目標として掲げられました。

HIV感染症は、進行性の免疫機能障がいの特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいます。HIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではなく、正しい知識に基づいた通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、新しい治療法の開発等によって早期に治療を開始するなど適切な対応をとれば発症を抑えることができ、それまでと変わらない生活ができることも可能になりました。HIV感染症に対するこのような理解は、社会に浸透しつつありますが、過去の誤った情報から定着した固定観念等に起因する偏見や差別は依然として存在しています。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、たとえ発病した場合でも現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。

一方で、かつて我が国においては、ハンセン病は特殊な病気として扱われ、1907年（明治40年）法律第11号「癩予防ニ関スル件」から1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されるまで、患者に対して施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

その後、2001年（平成13年）の熊本地裁「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」判決によって、国によって行われてきたこれらのハンセン病に対する認識、政策の誤りが明白となりました。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を断たれ、また入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も社会復帰に向けての様々な困難な問題を抱えている状況です。

このような中、2008年（平成20年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定により、ハンセン病の患者であった者の福祉の増進や名誉回復等のための措置が講じられたほか、2019年（令和元年）には「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」により、対象となるハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金が支払われることになりました。

患者や感染者等に対する偏見や差別の解消のためには、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その本人や家族の人権を尊重し、一人ひとりが安心して暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。

【めざす姿】

感染症に関する正しい理解が広まり、患者や感染者、医療関係者等が偏見や差別を受けることなく、安心して暮らせている。

【基本方針】

（１）感染症に関する正しい知識の普及啓発

感染症に関する正しい理解を深めるために、関係団体、学校、事業所等と連携し、正しい知識の普及啓発を図ります。

8. 性的マイノリティの人々の人権問題

【現状と課題】

性的マイノリティの人々は、社会における無理解や誤解から偏見の目にさらされたり、社会生活上の制約を受けるなど、学校、医療現場、職場など、日常生活のあらゆる場面で様々な困りごとに直面しています。

このような中、2023 年（令和 5 年）6 月、国は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）を施行しました。

また、本市では、性的マイノリティの人々が暮らしやすい地域社会づくりを進めるため、2023 年（令和 5 年）9 月に、「おおいたパートナーシップ宣誓制度」を導入しました。さらに、2026 年（令和 8 年）には、あらゆる人権に関する課題解決に向けた取組を推進し、すべての人が互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指す「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」が施行されました。この条例の基本理念は、LGBT 理解増進法における基本理念とも一致するものです。

2025 年（令和 7 年）に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、「性的マイノリティの人々に関することで人権上特に問題があると思うこと」として、「職場や学校などで嫌がらせやいじめを受けること」「周囲の理解が十分でないため誤解や偏見があること」「アウティング」への回答割合が高い一方、「わからない」との回答も 2 割弱あり、性的マイノリティへの理解をさらに深める取組が求められています。

今後、性の多様性を理解し、性的マイノリティの人々の人権を守るとともに、誰もが自分らしい人生を送ることができる社会の実現を目指して人権教育・啓発を推進していく必要があります。

【めざす姿】

すべての市民がその性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きることができている。

【基本方針】

（１）性の多様性への理解促進

性的マイノリティについての理解と認識を深めるため、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進します。

9. 様々な人権問題

これまで述べてきた重点的に取り組むべき個別分野の人権問題の他にも、次に挙げるような人権問題が存在します。

・災害に伴う人権問題

【現状と課題】

近年、頻発化・激甚化している風水害や、大規模な地震の発生により、被災地域の住民が避難生活を余儀なくされるケースが増加していますが、避難所生活などにおいては、高齢者や障がいのある人、妊婦などの要配慮者に対しては様々な配慮が求められています。

また、震災等の大規模災害の発生時に、不確かな情報に基づいて他者を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行為は、重大な人権侵害につながるだけでなく、適切な避難や復興の妨げにもなりかねません。

市民一人ひとりが誤った情報に振り回されることなく、相手を思いやる気持ちを持ち、災害時においても人権が十分に尊重されるような取組の推進が必要です。

【基本方針】

全ての方が災害時に取り残されないような取組や、正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動を取れるよう、教育・啓発等の取組を進めます。

・プライバシーをめぐる人権問題

【現状と課題】

デジタル社会の進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まる一方で、プライバシー侵害の危険性や不安感も増大しています。近年では、個人のプライバシーに関する情報がSNS上で拡散されたり、個人情報が漏えいし犯罪等に悪用される事例も発生しており、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を適切に保護することがこれまで以上に求められています。

本市においても、2002年（平成14年）に個人の権利利益を保護することを目的とした「大分市個人情報保護条例」を制定し、適切な情報管理に取り組んできました。さらに、2023年（令和5年）からは「個人情報の保護に関する法律」に基づき、全国共通の基準に沿った運用へと移行しています。

企業や公的機関等においては、保有する個人情報の重要性を改めて認識し、その正確性を確保しながら適切に管理・運用する責任が一層問われています。

また、一人ひとりが個人情報を守る意識を高めることが重要であることから、戸籍や住民票の写しなどへの不正請求の抑止につながる「本人通知制度」への登録を促進するなど、個人情報保護の重要性に対する理解を深める取組を積極的に進めていく必要があります。

【基本方針】

市が保有する個人情報について、関係法令に基づき適正に取り扱うとともに、個人情報保護に関する意識の向上を図るなど、プライバシーの保護に向けた取組を推進します。

・ 刑を終えて出所した人やその家族の人権問題

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は根強く存在し、更生の意欲を持った人であっても、就職に際して差別を受けたり、住居の確保が困難であったりするなど、社会復帰をすることが極めて厳しい状況です。また、刑を終えて出所した人だけでなく、その家族に対する偏見や差別の問題もあります。

2016年（平成28年）には、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行され、2017年（平成29年）には、再犯の防止等に関する具体的な施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

本市においても、犯罪をした人等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりを図るため、2024年（令和6年）に「第2期大分市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する取組を進めています。

刑を終えて出所した人が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるようにするためには、関係機関との連携を図る中で、市民の関心と理解を広げていき、社会全体で支援していくことが大切です。

【基本方針】

刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰に資するよう、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別の解消に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

・ 犯罪被害者やその家族の人権問題

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件そのものから受ける直接的被害だけでなく、周囲の心ない言動や噂、SNS等における誹謗中傷や事実と異なる憶測の拡散、過剰な取材やセンセーショナルな報道によるプライバシーの侵害、複数回にわたる事情聴取に伴う精神的負担など、さまざまな二次的被害を受けることがあります。

2005年（平成17年）4月の「犯罪被害者等基本法」施行後、国や地方公共団体、その他の関係機関、民間団体等が連携し、犯罪被害者等に対する支援が行われるようになりました。また、2024年（令和6年）6月に犯罪被害給付制度が大幅に拡充されたほか、2026年（令和8年）1月には犯罪被害者支援弁護士制度も創設されました。

また、大分県においても、2025年（令和7年）4月から大分県版多機関ワンストップサービスが開始され、関係機関による支援調整会議が実施されるなど、制度の充実が図られています。

こうした制度面の整備が進む一方で、犯罪被害者等の置かれた立場に対する社会の理解は十分とはいえず、犯罪被害者等が生活の平穏を取り戻せるよう、プライバシーの保護など犯罪被害者等への理解を深めるための積極的な啓発を進めることが必要です。

【基本方針】

犯罪被害者やその家族が置かれている状況や直面している問題を理解し、社会全体で支援の取組が進むよう啓発活動に取り組みます。また、県、大分被害者支援センターをはじめとする関係

機関・団体、庁内関係部署等と連携を図りながら、適切な相談対応に努めます。

・自死遺族の人権問題

【現状と課題】

自死（自殺）の理由は様々ですが、その多くは悩みや問題を誰にも相談できずに一人で抱え込み、心理的に追い込まれた末の死とされています。また、自死（自殺）に対する社会の偏見や周囲の誤解などにより、自死（自殺）で家族を亡くしたことを周囲に打ち明けられず、孤立してしまう人も少なくありません。

本市では、2016年（平成28年）4月に施行された「大分市民のころといのちを守る条例」に基づき、同年12月に「大分市民のころといのちを守る自殺対策行動計画」を策定しました。以後、2022年（令和4年）3月に「大分市民のころといのちを守る自殺対策行動計画延長計画」を、2025年（令和7年）3月には「第2期大分市民のころといのちを守る自殺対策行動計画」を策定し、自死（自殺）に関する正しい理解の促進や自死遺族への支援に取り組んでいます。

引き続き、自死（自殺）や自死遺族に対する偏見や誤解の解消に努めるとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、自死遺族への支援の充実と市民への啓発を推進していく必要があります。

【基本方針】

自死遺族等からの相談に応じ、遺族が必要とする情報提供を行うとともに、自死遺族のつどいの場や相談窓口を紹介します。

・ホームレスの人々の人権問題

【現状と課題】

ホームレスの人々は、様々な事情で路上生活などを余儀なくされた結果、心身の健康が悪化したり、社会的に孤立したりするなど、厳しい状況に置かれています。また、偏見や差別意識から、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害が発生することもあります。

ホームレスの人々が社会復帰することができるよう、自立支援の取組を進めるとともに、偏見や差別をなくすための広報・啓発を推進していく必要があります。

【基本方針】

ホームレスの人々の自立支援を進めるとともに、偏見や差別の解消に向けた広報・啓発活動を推進します。

・アイヌの人々の人権問題

【現状と課題】

アイヌの人々は、北海道から東北にかけて先住していた民族であり、現在においても独自の文化や伝統を有しています。

国においては1997年（平成9年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、2008年（平成20年）に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、2019年（平成31年）には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されています。しかし、アイヌの人々

については、他の人々となお生活実態において格差があることや、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

【基本方針】

アイヌの人々の人権を尊重し、日本社会が先住民族と共に構成されてきたという認識や理解を深めていきます。

・北朝鮮当局に拉致された被害者等

【現状と課題】

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が北朝鮮当局により拉致されました。

北朝鮮は、2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談において、初めて拉致を認め、5人の帰国が実現しましたが、残りの安否不明の方々については納得のいく説明がされておらず、いまだに問題の全面的な解決に至っていません。

北朝鮮当局による拉致問題は、国民に対する人権侵害であり、日本の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

【基本方針】

拉致問題および人権侵害問題の解決に向けて、認識や理解を深めていきます。

・人身取引（トラフィッキング）に関する人権問題

【現状と課題】

人身取引（トラフィッキング）は、犯罪組織などによる性的搾取、強制労働等を目的とした重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

国においては、2004年（平成16年）に「人身取引対策行動計画」が策定され、以降は2009年（平成21年）、2014年（平成26年）に人身取引の手口の巧妙化・潜在化など、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえて見直され、現在は「人身取引対策行動計画2022」に基づき、取組が進められています。

【基本方針】

人身取引を根絶するために、市民一人ひとりの認識と理解を深めていきます。

【2】課題横断的な人権問題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

【現状と課題】

インターネットの普及により、私たちの生活の利便性は格段に高まりました。一方でその匿名性や情報発信の容易さが悪用され、インターネット上の人権侵害が社会問題化しています。

従来からあった電子掲示板における誹謗中傷等に加えて、情報の拡散力が圧倒的に高い SNS 等の登場により、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化しています。特に近年では、スマートフォンがこどもたちの間でも広く普及し、以前にも増してこどもたちがインターネット上のいじめや性被害などのトラブルや犯罪に巻き込まれることが増えています。

2025 年（令和 7 年）度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」では、関心のある人権問題として「インターネット上の人権侵害」をあげた人の割合が 58.8%と最も高くなっています。

インターネット上の人権侵害は、前述「【1】各人権問題に対する取組」に掲げる人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解決することは、各人権問題を解消する上でも不可欠です。

こうした状況を踏まえ、国においては、刑法の改正に伴う侮辱罪の法定刑の厳罰化（2022 年(令和 4 年)7 月施行）や、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」（2025 年(令和 7 年)4 月施行）による大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付け等の法整備を行うなど、対策の強化を進めています。

本市においても、インターネット上の電子掲示板等への差別表現の書き込み等に対するモニタリングを実施し、必要に応じて削除依頼等の対応を行っています。

インターネットの利用については、人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう情報モラルの向上と大量の情報の中から正しいものを見抜き、間違った情報の拡散や発信を行わない情報リテラシーの向上のための教育・啓発を推進する必要があります。

【めざす姿】

インターネット上における人権が尊重され、偏見や差別、誹謗中傷がなく、誰もが安全かつ自由に情報を活用できている。

【基本方針】

（1）情報モラル及び情報リテラシー向上のための教育・啓発

- ・スマートフォンやゲーム機、タブレット端末などでの SNS 等の利用において、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、児童生徒の発達の段階に応じた指導を充実します。
- ・市民に向けて、「責任ある情報発信」という観点から差別を助長したり人権を侵害するような情報発信をしないよう、情報モラル及び情報リテラシー向上のための啓発に努めます。

（2）人権侵害等への対応

- ・インターネット上の電子掲示板等への差別表現の書き込み等に対するモニタリングを実施し、必要に応じて削除依頼等の対応を行います。

・インターネット上の人権侵害情報に対する削除要請等の方法や、相談・通報・支援窓口の周知に努めます。

第3章 基本計画の推進

本市の基本計画の目標と基本姿勢、人権問題の現状と課題を踏まえて、あらゆる人権課題の解決に向けた人権教育・啓発を推進する具体的施策について、今後の方向性を以下に示します。

1 あらゆる場を通じて

すべての人々の人権が互いに尊重される社会を実現するために、あらゆる人々が、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、職場など、あらゆる場や機会において、人権教育を享受できるよう取組を進めるとともに、啓発の推進を図ります。

(1) 就学前教育・学校教育

認定こども園、保育所や幼稚園といった教育・保育施設や学校においては、教職員等が一体となって、お互いを尊重し、違いを認め、支え合うことで自立心を育み、豊かな人間関係を築くことのできるこどもを育成する必要があります。

就学前教育においては、乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、遊びを中心とした生活の中で人権感覚の芽生えを育むことが重要です。そのため、幼児教育・保育施設等においては、家庭との連携のもと、日々の生活や多様な体験を通じ、こども一人ひとりの自尊感情を高め、自分が大切にされていると実感しながら、他者を尊重する姿勢や豊かな人間関係を築く力の育成に努めます。

学校教育においては、「大分市教育ビジョン」を基調に、教育活動全体を通して、こどもの発達の段階に応じ、人権問題に関する知的理解の深化及び様々な人との交流や体験的な活動を取り入れる等による豊かな人権感覚の涵養を目指し、人権を尊重する態度や差別を見抜き許さない実践力の育成に努めます。

また、社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題への正しい理解と認識を深めるとともに、真に人の痛みが分かり、思いやりとやさしさに満ちた感性豊かな人間性を育む教育に努めます。

(2) 社会教育

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、人権に関する学習の一層の充実を図る必要があります。その際、人権に関する学習においては、人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められます。

そのため、公民館等社会教育施設においては、地域住民や施設利用者に対して、多様な学習機会を提供するとともに、具体的な人権問題に即した参加体験型や視聴覚機器の効果的活用など、学習内容・方法の工夫改善を図ります。

また、保護者に人権感覚が身に付くよう、家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供を図るとともに、各地区人権教育（尊重）推進協議会及び地域活動団体の啓発活動にも積極的に取り組みます。

(3) 企業

企業は、雇用の創出や地域経済への貢献など、地域社会に大きな影響を及ぼす主体であり、事業活動のあらゆる場面において人権を尊重する責務を負っています。近年は、企業の社会的責任

に加え、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」や国の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を踏まえた、人権尊重に向けた取組が一層求められています。

また、公正な採用選考の実施、男女間の賃金・昇進格差の是正、多様な人材の活躍促進、各種ハラスメントの防止など、企業が取り組むべき人権課題は多岐にわたっています。これらの課題に対応するためには、企業自らが社会的責任の意識を高めていくとともに、業種や規模、職種を問わず、あらゆる企業において、経営者及び従業員の一人ひとりが人権問題に対する理解と認識を深めていくことが大切です。

このため、市は、国、県、ハローワーク、商工会議所等の関係機関と連携し、企業等における人権尊重の視点に立った主体的な取組を支援していきます。具体的には、企業等に対して人権に関する研修機会の確保を働きかけるとともに、企業向け広報誌やホームページ等の各種媒体を活用し、人権啓発資料の提供や情報発信を行うなど、必要な支援に努めます。

（４）特定の職業に従事する者

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組を充実する必要があります。そのため、次のような人権教育・啓発の推進に努めます。

【市職員】

市職員は、職務の遂行にあたっては、常に人権意識をもって臨むことが求められていることから、全ての職員が全体の奉仕者である公務員として、必要な人権感覚を身に付け、自らが啓発する立場にあることを自覚し、「大分市一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会づくり条例」の趣旨を理解できるよう、研修等の機会を通じ、効果的な啓発を図ります。また、市の施設の管理・運営を行う指定管理者の職員に対しても、研修等を実施し、人権感覚の醸成を図ります。

これらを通じ、私たち職員一人ひとりが人権問題についての理解と認識を深め、互いの人権を尊重し合い、多様性を認め合うとともに、あらゆる差別は許されないということを認識し、行動していくことでさらなる市民サービスの向上を図ります。

【教職員等】

就学前教育・学校教育において、こどもたちの人権感覚を育むために、保育・教育関係者は人権尊重の理念や複雑化・多様化する人権問題の変化に対応する力を身に付け、効果的な人権教育を推進するための実践的指導力の向上を図ります。

このため、少人数や参加体験型の研修、交流や情報交換の場を取り入れるなど、研修内容・方法の工夫改善に努めます。

【医療関係者】

医療現場における患者の人権を尊重し、人権意識の一層の向上に向け、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士などの医療関係者に対して、人権意識の高揚を図ることができるよう、関係諸団体と連携して人権啓発の充実に努めます。

【福祉関係者】

福祉分野では、高齢者や障がい者、こどもなどに対する介護や支援等が広範に行われており、民生委員・児童委員や社会福祉施設職員といった、福祉関係者の人権意識の普及・高揚を図ることは

重要です。

このため、各職場や団体等において、研修や講演会等が主体的に行われるよう、支援を行うとともに、関係機関と連携・協力し、人権教育・啓発を推進します。

【メディア関係者】

情報化社会の進展が著しい今日、インターネットや各種 SNS、テレビや新聞、ラジオなど各種広報媒体を通じた情報は、世論の形成に大きな影響を与えるところであり、人権尊重社会を形成する上でメディアの果たす役割は極めて大きいと言えます。

今後ともメディアに対して人権問題に関する情報提供を行い、人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うよう、人権意識の高揚に向けた啓発に取り組みます。

2 効果的な推進

人権教育・啓発を効果的に推進していくため、多様な学習機会の提供と学習内容の充実、人権教育・啓発に関わる教職員や指導者の育成、マスメディアやインターネットを活用した情報発信に努めるとともに、各種関係機関・団体との連携を図るほか、人権問題を抱える人々が相談しやすい窓口の整備など、相談体制の充実を図っていくことが必要です。

（１）多様な学習機会の提供と学習内容の充実

市民一人ひとりが、日常生活の中で人権問題に関心を持てるよう、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場で多様な学習機会が得られるよう努めます。

また、教材、啓発資料等は、理解しやすい内容、表現となるよう工夫するとともに、知的理解を深める講義形式の学習に加え、参加体験型学習を取り入れるなど学習内容の充実を図ります。

（２）人材の育成

市民一人ひとりが人権問題を自らの課題と捉え、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動するためには、地域、学校、職場など、あらゆる場で人権教育・啓発を推進していく必要があります。そのため、地域や企業、学校等と連携しながら人権感覚と実践力を備えた指導者の育成を図っていきます。

（３）インターネット・マスメディアの活用

インターネットの特性を活用して、市ホームページに人権に関する情報を提供するほか、SNSにより情報発信を行うなど、人権尊重の意識高揚につながる啓発活動を推進します。

また、マスメディアは、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っていることから、より多くの市民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、差別をなくす運動月間や人権週間をはじめとする各種取組において、マスメディアの活用に努めます。

（４）連携の促進

あらゆる人権課題に幅広く対応し、効果的な施策の展開を図るため、庁内の各部局相互の緊密な連携に努めるとともに、国、県とも相互に連携し協力していきます。

また、「各地区人権教育（尊重）推進協議会」、「大分市人権教育推進連絡協議会」、「大分

市民生委員・児童委員協議会」、「大分市PTA連合会」など、地域、企業等との連携を図ることで、効果的な人権施策を促進します。

(5) 相談・支援体制の充実

人権施策を推進する上で、人権教育・啓発のみならず、相談・支援体制の整備は重要な課題となっています。

近年、人権問題に関する相談は、多様化・複雑化していることから、各種相談窓口の周知を図るとともに、相談に携わる職員の資質向上のための研修を充実させる必要があります。

また、庁内の各部局をはじめ、国、県及び関係機関等とのさらなる連携・協力、情報の共有化を進めることにより、人権問題の解決に向け迅速な対応ができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。